

鎌倉市 週休 2 日確保工事实施要領（土木工事）

1. 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、鎌倉市が発注する土木工事の工事現場における週休 2 日を確保する工事（週休 2 日確保工事）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2. 発注方式

工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による通期の週休 2 日に取り組むことを、発注者が指定する方式とする。

3. 対象工事

原則として当初の設計金額（税込）が 2,500 万円以上の土木工事を週休 2 日確保工事の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、週休 2 日確保工事の対象としない。

4. 用語の定義

(1) 通期の週休 2 日

工事現場において、対象期間内で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休 2 日

通期の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 4 週 8 休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休 2 日

月単位の週休 2 日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休 2 日として扱わない。

(4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

週休 2 日確保工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等の発注者が認めた期間については、その都度、監督職員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5. 週休2日確保工事の実施

(1) 週休2日確保工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督職員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監督職員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事しゅん功届提出日の20日前（年始年末休暇6日間を除き、土曜日・日曜日・祝日等を含む）までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督職員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日に取り組む工事である旨を明示する。

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休2日確保工事实施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）により通期の週休2日の経費補正を行う。

月単位の週休2日の現場閉所を達成した場合は、鎌倉市工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、鎌倉市工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

週休2日を達成した場合には、「補足事項」により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休2日が達成できなかった場合でも減点は行わず、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

6. その他

「現場閉所実績報告書」（別紙1）、「現場閉所履行報告書」（別紙2）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

鎌倉市 週休 2 日確保工事実施要領補足事項（土木工事）

1 経費補正の実施（要領 5（2）関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休 2 日の係数を乗じた補正を行う。
月単位の週休 2 日を達成した場合は、月単位の週休 2 日の係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休 2 日 (全月現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	1.02	1.02	1.03

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映（要領 5（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休 2 日	2 点
月単位の週休 2 日・通期の週休 2 日	1 点

現場閉所実績	減点
明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－ 1 点